

## 産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

### (目的)

第1 この要領は、平成18年3月31日環廃産発第060331001号環境省通知「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」に基づき、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究(以下「試験研究」という。)を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可、法第14条の4に規定する特別管理産業廃棄物処理業の許可及び法第15条に規定する産業廃棄物処理施設設置の許可を要しないことを承認するために必要な手続きを定めることを目的とする。

### (試験研究計画の提出)

第2 本市内において産業廃棄物を使用した試験研究を行おうとする者(以下「試験研究実施者」という。)は、あらかじめ、試験研究計画書(様式1)を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の内容がわかる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、産業廃棄物の提供者と試験研究実施者が締結した産業廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験研究に関する工程表
- (6) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
- (7) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (8) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (9) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類
- (10) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 試験研究の実施期間は原則として1年を超えないものとする。

### (試験研究変更計画の提出)

第3 試験研究実施者は、第2の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書(様式2)に、変更内容がわかる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

### (試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

第4 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号に掲げる基準の全てを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 試験研究については、法第12条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。
- (4) 試験研究に使用する施設については、法第15条の2第1項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (5) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験

研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

(判断結果の通知)

第5 市長は、第2に規定する試験研究計画書又は第3に規定する試験研究変更計画書が提出され、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4に掲げる基準に適合していると認めるときは、試験研究承認通知書(様式3)により試験研究実施者に通知しなければならない。

2 市長は、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第6 試験研究実施者は、当該試験研究を終了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、試験研究実施者は、当該試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日から30日以内に試験研究完了報告書を市長に提出するものとする。

3 試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 試験研究結果がわかる書類

(2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類

(3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類

(4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第7 試験研究実施者は、当該試験研究を中止した場合は、速やかに、試験研究中止報告書(様式5)を市長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。ただし、試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を中止した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

3 前項の試験研究完了報告書には、第6第3項に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究承認の取消し)

第8 市長は、当該試験研究が第4に掲げる基準に適合しなくなったときは、当該試験研究を中止させ、承認の取消しを行うことができる。

2 前項の試験研究承認の取消しを行ったときは、試験研究承認取消通知書(様式6)により試験研究実施者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第9 この要領に定めるもののほか、市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

附則

本要領は令和5年8月2日から施行する。